

## 県産農林水産物PR動画の使用規約

県産農林水産物PR動画については、販促やイベントで使用するに当たって、下記のとおり取り扱い方法を厳守してください。

### 目的

コロナ禍で増大する内食や量販店需要に合わせ、大消費地の消費者等に対して、大分県の農林水産物の魅力をPRするために、新たな生活様式に対応した販売促進活動を実施する必要がある。しかし、量販店やフェアでは対面でマネキンが商品説明することが難しくなっている。そこで動画を使用して県産品のPRをおこなっていく。

貸出品：県産農林水産物PR動画 22種類 1分版、15秒版  
県産農林水産物レシピ動画 14種類 約1分

### 取り扱いの注意

- 1 県産農林水産物PR動画を販促やイベントで使用する際は、基本的に「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下、「流通対策本部」という）から動画を受け取ってください。
- 2 貸し出しされている団体、県外事務所から動画データを提供する場合は用途など詳しく聞き取った上で必ず貸し出し簿に記入し、貸出をお願いします。動画がどこでどのような用途で使用されているか常に把握してください。
- 3 生産者の顔などが写っているため、使用の際は十分注意して県産品PR以外の用途では使用しないようにしてください。

### 注意

万が一、用途外の使用など発見した場合はすみやかに流通対策本部に届け出てください。

「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局  
TEL 097-506-3636  
FAX 097-506-1761